



資料編

1 計画策定に至る経緯

▼西条市介護保険事業計画策定委員会の開催状況など

年 月 日	内 容
2017（平成29）年 6月22日～8月14日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」 「在宅介護実態調査」 の実施
2017（平成29）年 7月20日	第1回策定委員会 1 第7期介護保険事業計画の概要について 2 第7期介護保険事業計画の策定スケジュールについて
2017（平成29）年 11月16日	第2回策定委員会 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査 結果について 2 第7期介護保険事業計画の骨子案について 3 第7期介護保険事業計画期間（2018年度～2020年度）に おける介護サービス見込み量及び総費用について
2018年 1月9日～2月8日	パブリックコメント（意見公募）の実施
2018年 2月15日	第3回策定委員会 1 第7期介護保険事業計画（素案）について

2 西条市介護保険事業計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定するため、西条市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に対し提言を行う。

- (1) 介護保険事業計画策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画策定に関すること。
- (3) その他高齢者の保健、医療及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護サービス事業者を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険所管課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。



3 西条市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	機 関・役 員 名 等	氏 名
学識 経 験	愛媛県立医療技術大学 客員教授	宮内 清子
市 民 公 募	西条市在住	奥村 三重子
	西条市在住	近藤 律子
	西条市在住	長井 泰子
	西条市在住	吉木 幸
被 保 険 者 代 表	西条市老人クラブ連合会 会長	桐野 章
	西条市シルバー人材センター 副理事長	永易 俊治
	西条地域労働者福祉協議会 副会長	越智 俊盛
	西条市障害者団体連合会 会長	越智 義則
介 護 事 業 者 代 表	西条市介護支援専門員連絡会 会長	野村 佳史
	特別養護老人ホーム なごみ（居宅サービス） 施設長	渡部 妙子
	老人保健施設 あすか（施設サービス） 事務長	玉井 隆行
	特別養護老人ホーム 道前荘（施設サービス） 施設長	山中 貢
	グループホーム 緑の家 管理者	田中 哲也
公 益 代 表	西条市連合自治会 会長	田口 勝三
	西条市連合婦人会 会長	徳永 米子
	西条市社会福祉協議会 会長	丹 勝 敬
	西条市民生児童委員協議会 会長	白石 篤
	西条市健康づくり推進員連絡協議会 会長	佐々木 千栄
	西条市医師会 会長	松浦 裕

西条市
西条市 高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画
2018年度～2020年度

2018年3月
発行 西条市高齢介護課
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
TEL：(0897) 56-5151 FAX：(0897) 52-1408
